2022年10月以降、国民年金基金連合会に登録されているiDeCoの加入者情報と、 日本年金機構や企業年金プラットフォームとの記録の照合が行われることになりました。 以下の内容が月次で確認されます。

## 【記録の照合で確認する内容】

- (1) iDeCoの登録情報※が一致しているか
- (2) iDeCoへの加入資格があるか
- (3) iDeCoで拠出している掛金が拠出可能額の範囲内にあるか
- ※基礎年金番号、生年月日、性別、国民年金の被保険者種別、企業年金等(他年金制度)の加入状況など

登録情報が一致せず、 左記(1)~(3)の確認が取れないときは iDeCoの掛金引落が一時停止されます。

# 企業型DC実施事業所

#### 企業型記録関連運営管理機関

各企業型DC実施事業所の情報を 企業年金プラットフォームへ登録

#### 企業年金連合会

- ▶ 企業年金プラットフォームを 管理
- 企業年金登録情報を国民年金基金連合会に連携

#### 国民年金基金連合会

- ▶ iDeCoの実施機関
- ▶ 加入資格の確認、掛金が拠 出可能額の範囲内であることの確認を行う

#### 日本年金機構

- ▶ 国の年金記録(国民年金・厚 生年金)を管理
- ▶ 基礎年金番号、性別、生年月日、被保険者種別の情報を 国民年金基金連合会へ連携

#### 作成:野村證券株式会社 確定拠出年金部 (2023年9月)

# 【個人型年金の記録について】をお受取りになられた方へのご案内



国民年金基金連合会から【個人型年金の記録について(左図参照)】という お手紙を受取られたiDeCo加入者の方は、

掛金の引落しが一時停止となります。

同封されているご案内の内容をご確認のうえ、 必要なお手続きをお取りください。

(記載されている理由によって、お手続きが異なります。)

| 番号 | 理 由  |
|----|--|
| 01 | 個人型年金(iDeCo)へ申請した被保険者種別<br>または企業年金等加入状況が相違しているため |
| 02 | 国民年金の被保険者記録が保険料免除該当となっているため                      |
| 03 | 国民年金の被保険者記録が死亡扱いとなっているため                         |
| 04 | 個人型年金へ申請した生年月日が相違しているため                          |
| 05 | 個人型年金の掛金額が拠出限度額を超えているため                          |
| 06 | マッチング拠出を実施しているため                                 |
| 07 | 企業年金掛金が年単位化拠出であるため                               |



※画像はイメージです。

# 【個人型年金の記録について】が届いた原因として考えられる加入者の状況

- 1. 理由欄が「01.個人型年金へ申請した被保険者種別または企業年金等加入状況が相違しているため」の場合
  - ① iDeCoに登録されている基礎年金番号が日本年金機構で登録されている基礎年金番号と相違している
  - ② iDeCoに登録されている基礎年金番号では日本年金機構での加入記録が確認できない
  - ③ iDeCoに登録されている被保険者種別と国民年金の被保険者種別が相違している
  - ④ 第2号被保険者の場合、厚生年金の被保険者区分が誤っている
  - ⑤ 日本年金機構で登録されている情報が被保険者資格の喪失記録のみで取得情報が登録されていない
- 2. 国民年金の被保険者記録が保険料免除該当となっている
- 3. 国民年金の被保険者記録が死亡扱いとなっている
- 4. iDeCoに登録されている生年月日が相違している
- 5. iDeCoの掛金額が拠出限度額を超えている
- 6. 企業型DCでマッチング拠出を行っている
- 7. 企業型DCの事業主掛金が年単位拠出となっている

転職・退職等で国民年金の被保険者種別や企業年金制度等の加入状況に変更があった場合は、 iDeCoの登録情報の変更手続きが必要です。

手続きを行った後に【個人型年金の記録について】が届いた方は、変更の申し出をした内容が正しく反映されているかをご確認ください。



「個人型年金の記録について」に記載されている<mark>不整合が生じた理由</mark>をご確認いただき、 同封の「手続きに関するご案内」の説明にしたがって、必要な手続きを行ってください。



# 理由「01:個人型年金へ申請した被保険者種別または企業年金等加入状況が相違しているため」となっているとき

国民年金基金連合会で登録されている被保険者種別と現在の被保険者種別が相違していると思われます。 転職等により状況が変わった後、お手続きされていない場合は、速やかに必要書類をご提出ください。

| 現在の被保険者種別              | ご提出いただく書類  |  |
|------------------------|--|--|
| 第1号被保険者 (自営業者等)        | K-010A 加入者被保険者種別変更届(第1号被保険者用)  |  |
| 第2号被保険者 (会社員等)         | K-010B 加入者被保険者種別変更届(第2号被保険者用)<br>K-101A 事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書<br>K-011 加入者登録事業所変更届 |  |
| 第2号被保険者 (公務員・私立学校教職員等) | K-010B 加入者被保険者種別変更届(第2号被保険者用)<br>K-101B 第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)<br>K-011 加入者登録事業所変更届  |  |
| 第3号被保険者 (第2号被保険者の配偶者)  | K-010C 加入者被保険者種別変更届(第3号被保険者用)  |  |
| 任意加入被保険者               | K-010D 加入者被保険者種別変更届(任意加入被保険者用)<br>K-018 任意加入被保険者用別紙(K-001、K-010D添付用)                   |  |



## 理由「01:個人型年金へ申請した被保険者種別または企業年金等加入状況が相違しているため」となっているとき

## 「加入者被保険種別変更届」をご提出済みの場合

- ▶ 国民年金の被保険者記録の内容が訂正されていない可能性があります。
- ▶ 年金事務所にて被保険者記録を確認のうえ、「加入者掛金引落再開依頼書」をご提出ください。



## 正しい種別を選択している場合

- ▶ 基礎年金番号が正しいか、ご確認ください。誤っていたときは訂正の手続きが必要です。
- ▶ iDeCoの情報を訂正するときは、「個人情報開示等請求書」をご提出ください。
- 上記の訂正が完了した後に「加入者掛金引落再開依頼書」をご提出ください。(同時にお手続きできません。)



## 第2号被保険者の方で正しい種別を選択している場合

- ▶ 厚生年金の被保険者種別とiDeCoに登録されている企業年金等加入状況が一致していない可能性があります。
- ▶ 勤務先にて厚生年金の被保険者区分を確認のうえ、以下の状況に応じた書類をご提出ください。

勤務先の変更がない場合:「加入者他年金(企業年金等)加入状況等変更届」

勤務先の変更がある場合:「加入者登録事業所変更届」



## 理由「02:国民年金の被保険者記録が保険料免除該当となっているため」となっているとき

国民年金法に基づいて、国民年金の保険料納付が免除されている、または納付猶予されている可能性があります。 「K-015:加入者資格喪失届」をご提出ください。



## 理由「03:国民年金の被保険者記録が死亡扱いとなっているため」となっているとき

国民年金の被保険者記録において、既に死亡していると記録されています。 記録に誤りがあるときは、年金事務所にて訂正を行い、国民年金基金連合会に速やかにご連絡ください。 ご加入者であった方がお亡くなりになっているときは、ご遺族の方より「K-014:加入者等死亡届」をご提出ください。



## 理由「04:個人型年金へ申請した生年月日が相違しているため」となっているとき

iDeCoで登録されている生年月日が相違している可能性があります。

正しい生年月日をご確認ください。

iDeCoに登録されている生年月日を訂正するときは、「個人情報開示等請求書」をご提出ください。 (「個人情報開示等請求書」をご提出する際は、生年月日が確認できる書類を添付のうえ、ご提出ください。) 訂正が完了した後に、「加入者掛金引落再開依頼書」をご提出ください。



# 理由「05:個人型年金の掛金額が拠出限度額を超えているため」となっているとき

国民年金の被保険者記録において、付加保険料を納付していると記録されているため、 iDeCoの掛金額が拠出限度額を超えてしまいました。

- iDeCoの掛金額を減額する場合
- ▶ 「K-009A:加入者掛金額変更届(第1号被保険者用)付加保険料納付等に関する届」または「K-009D:加入者掛金額変更届(任意加入被保険者用)付加保険料納付等に関する届」を速やかにご提出ください。



- ❷ 付加保険料の納付を中止することによって掛金の引落の再開を希望する場合
- ▶ 付加保険料の納付の中止手続きを行ってから、「加入者掛金引落再開依頼書」を速やかにご提出ください。
- ▶ 上記の手続き後、掛金の引落が再開されない場合は国民年金の被保険者記録の更新が遅れている可能性があります。



- ❸ 数ヶ月分のiDeCoの掛金を特定の月にまとめて納付されている場合
- ▶ 【加入者引落予定のお知らせ】に記載されている次回以降の引落月のiDeCo掛金額と付加保険料の合計が拠出限度額を超えていないかご確認ください。
- ▶ 拠出限度額を超えている場合、上記①または②の手続きを行ってください。超えていない場合は手続きは不要です。

# 理由「06:マッチング拠出を実施しているため」となっているとき

企業年金の記録において、マッチング拠出を実施していると記録されています。

- 企業型確定拠出年金のマッチング拠出を継続する場合
- ▶ 「K-015:加入者資格喪失届」を速やかにご提出ください。



- 2 iDeCoの掛金拠出を継続する場合
- ▶ お勤め先にてマッチング拠出を停止するお手続きをお取りください。
- ③ 企業型確定拠出年金の記録に誤りがある場合
- ▶ お勤め先のご担当者に申し出てください。
- ※28の手続きにより、【企業型確定拠出年金でマッチング拠出実施なし】と登録された場合、iDeCoの掛金引落は自動的に再開されます。

# 理由「07:企業年金掛金が年単位拠出であるため」となっているとき

企業年金の記録において、企業型確定拠出年金の事業主掛金が年単位拠出であると記録されています。

- 企業型確定拠出年金の事業主掛金の年単位拠出を継続する場合
- ▶ 「K-015:加入者資格喪失届」を速やかにご提出ください。



- ② iDeCoの掛金拠出を継続する場合
- ▶ 企業型確定拠出年金の事業主掛金を年単位拠出から各月拠出への企業型確定拠出年金の規約変更が必要になります。
- ③ 企業型確定拠出年金の記録に誤りがある場合
- ▶ お勤め先のご担当者に訂正を申し出てください。

※②③の手続きにより、【企業型確定拠出年金で年単位拠出なし】と登録された場合、iDeCoの掛金引落は自動的に再開されます。

## iDeCoの掛金引落し一時停止が11月・12月となる場合

確定申告や年末調整の際に添付する『小規模企業共済等掛金払込証明書』の証明額に変更が生じます。

- ▶ 【個人型年金の記録について】が送付された月の同月下旬に『小規模企業共済等掛金払込証明書』が追加発行されます。
- ▶ 年末調整後に掛金の引落しが一時停止されたときは、確定申告で申告額の修正を行う必要があります。

### 国民年金第2号被保険者(会社員・公務員等の方)が転職した場合

会社員、公務員等の方が転職した後も厚生年金被保険者となるケースでは、国民年金の被保険者種別は変更ありません。ただし、厚生年金保険の中でも被保険者が分類されているため、日本年金機構の情報と照合の結果で不整合となる場合があります。

厚生年金保険の中での分類

民間の事業所:第1号厚生年金被保険者 国家

地方公務員:第3号厚生年金被保険者

国家公務員:第2号厚生年金被保険者

私立学校教職員:第4号厚生年金被保険者

## 掛金の引落しが一時停止された場合

- ▶ 一時停止となった期間の掛金は追納できません。
- 掛金の引落を再開するためにはお手続きが必要です。
- ▶ 掛金の引落が再開される月は、お手続きのタイミングによって異なります。



## 【ご注意】

- 本資料は、国民年金基金連合会より『個人型年金の記録について』をお受取りになられた場合の手続きについて イメージしていただくために作成したものであり、手続きのすべてを説明するものではありません。
- 資料内の画像はすべてイメージです。
- 本資料に掲載されている情報部分については、作成日時点において信頼できると考えられる情報源に基づいた ものでありますが、正確かつ完全であることを保証するものではありません、使用するデータおよび表現等の欠 落・誤謬等につきましては当社はその責を負いかねますのでご了承ください。
- 『個人型年金の記録について』の内容について不明な点は、国民年金基金連合会へお問合せください。
- 本資料のいかなる部分も一切の権利は野村證券株式会社に帰属しており、電子的あるいは機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ無断で複製などを行わないようにお願いいたします。